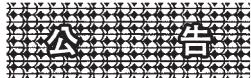


ルを採捕した者は、採捕したブラックバス又はブルーギルを、生かしたまま採捕した水域から持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

内水面漁場管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

脱臭装置 7台

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年1月30日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みま

す。）

ア 日時 平成16年1月6日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年1月7日 午後3時

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7 第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 雪のはな

3 代表者の氏名

山 岸 正

4 主たる事務所の所在地

飯山市大字静間383番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、古材等リサイクルユースを取り込んだ事業を行い、みゆき野地域の自然環境を守るとともに、ユニバーサルライフの提案・推進及びグループホーム・宅幼老所など福祉に関する事業を行い、子供からお年寄りまであらゆる人達が安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年12月 8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アートブロッサム かがやき

3 代表者の氏名

原 幸 恵

4 主たる事務所の所在地

飯田市上郷別府3307番地

5 定款に記載された目的

この法人は、文化芸術及びスポーツ活動や社会教育等に熱意と意欲をもって向上を目指している多数の大人・子供に対して、十分な活動ができる場所の提供とそれぞれの意欲に基づく文化芸術及びスポーツ活動や社会教育の発展に関する事業を行い、豊かで活力のある人間形成をはかり、ひいては広く公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 長野北店

長野市檀田地区画整理地内41街区3号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) 西友 檀田店

(変更後) 西友 長野北店

4 変更した年月日

平成15年11月29日

5 届出年月日

平成15年12月 9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年12月18日から平成16年4月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

土地改良事業工事資材価格実態調査業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成16年3月19日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部土地改良課

電話 026（235）7241

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年1月14日（水）午前11時

イ 場所 長野県庁西庁舎401号会議室

(3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及

び提出場所

ア 日時 平成16年1月13日（火）午後5時
 イ 場所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
 　　（長野県庁専用郵便番号 380-8570）
 　　長野県農政部土地改良課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

土地改良課

公告

県営和平地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営和平地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年12月19日から平成16年1月26日まで

3 縦覧の場所

埴科郡坂城町役場

土地改良課

公告

木曾郡木曽福島町における県営木曽中部地区板本換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営木曽中部地区板本換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年12月19日から平成16年1月26日まで

3 縦覧の場所

木曾郡木曽福島町役場

農村整備課

公告

木曾郡木曽福島町における県営木曽中部地区島換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営木曽中部地区島換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年12月19日から平成16年1月26日まで

3 縦覧の場所

木曾郡木曽福島町役場

農村整備課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名稱	成果の名稱	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
東筑摩郡坂北村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	坂北村の一部	平成15年12月18日

農村整備課

公告

木曾郡木曽福島町における県営木曽中部地区板本換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営木曽中部地区板本換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年12月19日から平成16年1月26日まで

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、茅野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年12月18日

長野県知事 田中 康夫

1 開催日時及び場所

(1) 日 時 平成16年1月18日（日） 午後3時から

(2) 場 所 茅野市役所 議会棟1階 大会議室

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案

茅野都市計画道路 3・5・15号 上川橋線

平成12年長野県告示第396号の土地の区域のうち、茅野市ちの字八日市場の一部を変更します。（別紙素案のとおり）

(2) 変更案の閲覧

公告の日から平成16年1月8日（木）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成16年1月8日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、長野県諏訪建設事務所管理計画課、茅野市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

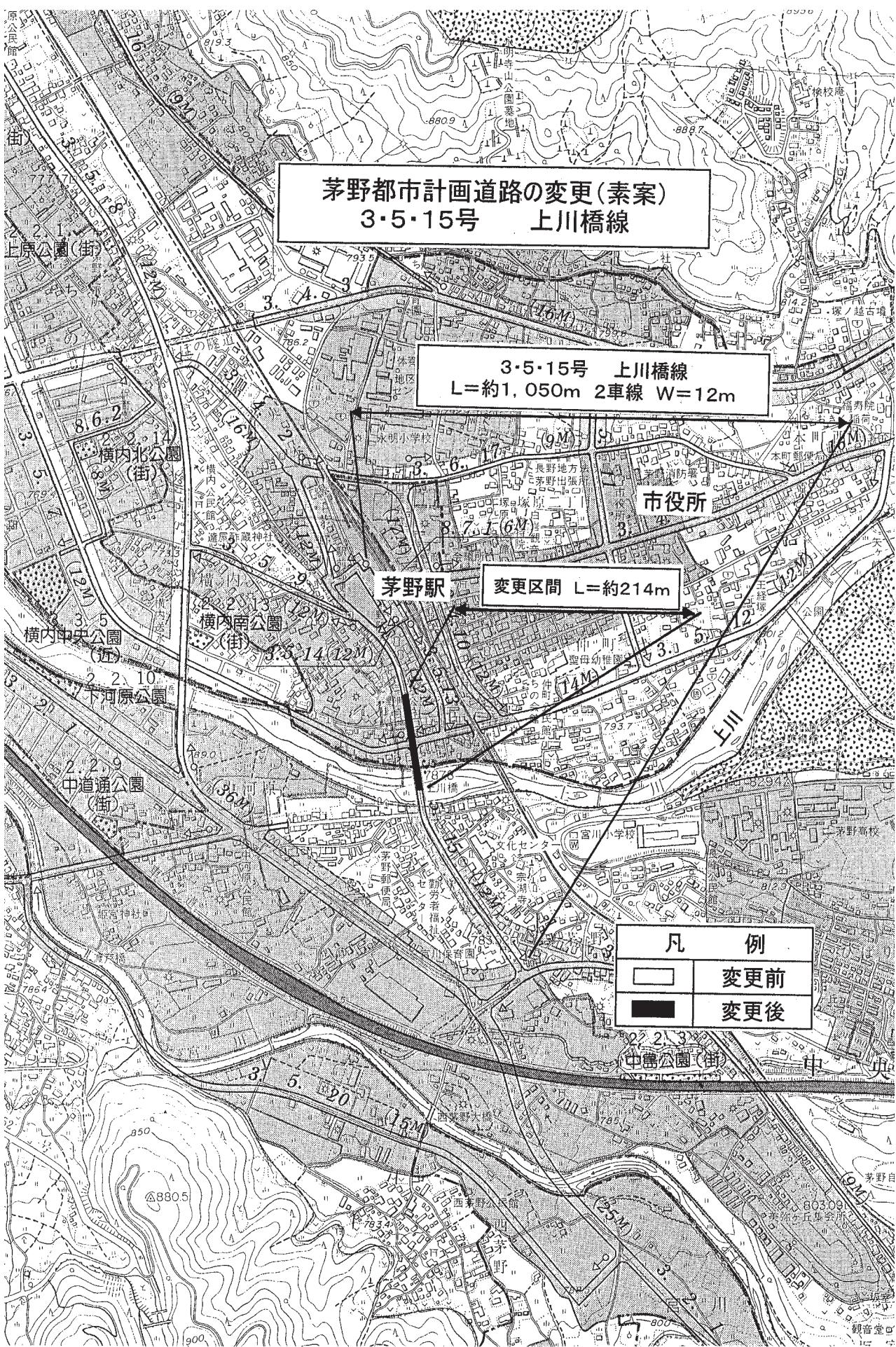
4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。



(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
茅野都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　　年　　月　　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住　　所 〒	
ふりがな 氏　名	
(電話)
意見の要旨	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画下水道 上田市公共下水道
 - 2 縦覧場所
長野県土木部下水道課及び上田市上下水道局下水道課

下水道課

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、飯田市橋南第二地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 設立認可の年月日
平成14年3月6日
 - 2 変更の内容
 - (1) 事務所の所在地
(変更前) 飯田市通り町一丁目18番地1
(変更後) 飯田市本町1丁目15番
 - (2) 事業施行期間
(変更前) 平成14年3月6日から平成17年3月31日まで
(変更後) 平成14年3月6日から平成19年3月31日まで
 - 3 変更認可の年月日
平成15年12月11日

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年12月18日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

- 1(1) 許可番号 平成15年3月11日
長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-30号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字屋敷添18-39、18-93、18-101、18-130、18-153、18-154、18-155
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
静岡県静岡市丸子3000-1
社会福祉法人静和会 理事長 島田方義
- 2(1) 許可番号 平成15年9月18日
長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-17号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字制札場19-138、字東原641-32、大字軽井沢字長倉往還南原1052-90、1052-128
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区有楽町1-6-1
内外汽船株式会社
代表取締役常務取締役 久米山 弘

建築管理課

大阪府大阪市北区梅田1丁目2番2-1200

中央興産株式会社 代表取締役 樽井耿介

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年12月18日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

- 1 許可番号 平成15年11月10日
長野県松本地方事務所指令15松地建第22-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南安曇郡豊科町大字高家1071-2、1071-72
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南安曇郡豊科町大字高家1089-2 奥原景

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年12月18日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂正巳

- 1 許可番号 平成15年1月27日
長野県北安曇地方事務所指令14北安地商第201-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡白馬村大字北城26584の内、字水原1275-36、1275-38、1275-39、1275-42、1275-43、1275-44、1275-57、1275-70の内、1275-71の内、1275-72、1275-73の内、1275-74、1275-170、1275-171、1275-172、1275-178、1275-180、1275-181、字舟玉1340-1、1343、1353の内、1362、1363の内、1364の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年12月18日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

- 1(1) 許可番号 平成15年11月5日
長野県指令15建第2-9号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字小河原字南山道北沖1096-1、1097
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字小山1253-5
須高農業協同組合 代表理事組合長 平松快典
- 2(1) 許可番号 平成15年11月21日
長野県指令15建第2-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上水内郡豊野町大字石字正円畠320
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上水内郡豊野町大字石353 根津哲也
- 3(1) 許可番号 平成15年11月10日
長野県指令15建第2-5号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上水内郡豊野町大字石字北土井下450-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市上野3丁目142 井上義郎

建築管理課

公告

上田市塩田平土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成15年12月18日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

監事

新任

氏名 住 所
山極幸伸 上田市大字別所温泉1736番地

退任

氏名 住 所
滝沢好男 上田市大字別所温泉1855番地1

土地改良課

公告

川西地区土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成15年12月18日

長野県上小地方事務所長 井 本 久 夫

監 事

退 任

氏 名 住 所
田 中 佳 人 上田市大字岡1260番地

土地改良課